

( 公 印 省 略 )

分 医 発 第 2 8 9 0 号  
令 和 7 年 1 1 月 1 7 日

各 郡 市 等 医 師 会 長 殿

大 分 県 医 師 会 長 河 野 幸 治

検 査 料 の 点 数 の 取 扱 い に つ い て

令和7年10月31日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、  
今般、関連する検査料の点数を取り扱う通知が厚労省から示され、本年11月1日から  
適用となった旨、日本医師会から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会会員への  
周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本件は、日医HPメンバーズルーム中、医療保険「新たに保険適用が認められた  
検査・医療機器等」に掲載予定をしておりますことを申し添えます。

日医発第1328号（保険）  
令和 7 年 11 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

### 検査料の点数の取扱いについて

令和 7 年 10 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 7 年 11 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(令和 7 年 10 月 31 日付け 保医発 1031 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)
2. 検査料の点数の取扱いについて (日本医師会医療保険課)

保医発 1031 第 2 号  
令和 7 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 11 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2（61）の次に次を加える。

- (62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA 法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において 1 回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査     1～18 (略) 第1節 検体検査料     第1款 検体検査実施料         時間外緊急院内検査加算～D011 (略)         D012 感染症免疫学的検査             (1)～(61) (略)             (62) <u>赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に             従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性か             つアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血             清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療にお             いて1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、             赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査     1～18 (略) 第1節 検体検査料     第1款 検体検査実施料         時間外緊急院内検査加算～D011 (略)         D012 感染症免疫学的検査             (1)～(61) (略)             (新設)</p>

# 検査料の点数の取扱いについて

令和7年10月31日 保医発1031第2号（令和7年11月1日適用）

点 数	D012 感染症免疫学的検査
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）
	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章（略） 第2章 特掲診療料 第1部～第2部（略） 第3部 検査 1～18（略） 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D011（略） D012 感染症免疫学的検査 (1)～(61)（略） <u>(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。</u>

（日本医師会医療保険課）